

半田市介護保険福祉用具購入費支給に関する同意書

入院・入所中の場合は、介護保険での福祉用具購入は認められず、福祉用具購入費の給付を受けることはできないこととなっていますが、退院・退所後の自宅についてあらかじめ準備をしておくことが必要であるときに限り、福祉用具を購入することができます。

また介護保険要介護認定申請中で「要介護状態区分」が決定していないが、早急に福祉用具購入が必要なときは、福祉用具を購入することができます。

ただし、この場合でも福祉用具購入費支給申請は退院・退所後および、「要介護状態区分」が確定してからとなります。

以下のような状況になった場合には、介護保険から給付を受けられなくなることに同意します。

- 1 入院・入所中に、死亡等により介護保険の資格を喪失された場合。
- 2 現在入院・入所中のところを退院・退所されても、自宅に戻らなかった場合。
(他の介護保険施設や病院等へ日を空けることなく入院・入所された場合)
- 3 要介護状態区分が非該当であった場合。

またその場合、全額実費となりますので、受領委任払いをご利用され福祉用具購入代金（利用者負担分）の支払いが終了していても、事業者に残りの代金（介護保険給付分）を支払うこととなりますのでご承知おきください。

年 月 日

住所

被保険者名